

# 第 145 回高知県都市計画審議会

## 議 案 書

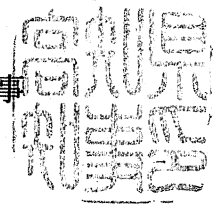
令和元年 7 月 31 日

元高都計第 148 号

令和元年 6 月 13 日

高知県都市計画審議会会長 様

高知県知事



安芸都市計画公園（9・5・1号安芸広域公園）の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

安芸都市計画公園の変更（高知県決定）

都市計画公園中9・5・1号安芸広域公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
広域公園	9・5・1	安芸広域公園	<p>安芸市井ノ口字瀧ノ下の一部</p> <p>安芸市川北字南野神、字西ボケ、字久保、字北八幡、字清平、字東八幡及び字桜ヶ丘の全部</p> <p>安芸市川北字谷上、字落合、字東野神、字北野神、字南瘤、字古池、字鉢木、字南久作、字薬生谷、字天神坊、字太鼓場、字角場、字南山、字惣氏坊及び字新改の各一部</p> <p>安芸市僧津字シケ丸の一部</p> <p>安芸市土居字北木戸、字東木戸、字上東町、字東町、字上藤崎、字藤崎、字下藤崎、字溝ノ辺及び字モトハチマンの各一部</p>	45.6ha	<p>園路広場</p> <p>修景施設</p> <p>休養 //</p> <p>遊戯 //</p> <p>運動 //</p> <p>教養 //</p> <p>便益 //</p> <p>管理 //</p>

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

本公園は、安芸市市街地北部の安芸川沿いに位置しており、県東部地域における広域のレクリエーション需要を充足することを目的に、自然地形を活かし安芸川周辺の里山の風景を基調とした広域公園となるよう、平成4年2月に都市計画決定を行った。

都市計画決定後は、複合遊具を備える広場等を整備し、平成17年に1次開園を行った。その他の施設については長期未着手の状態が続いており、国土交通省の都市計画運用指針のなかで、「長期未着手である都市施設について施設の配置や規模等の見直しを行うことにより必要性の検証を行うことが望ましい」と記載されていることから、本公園についても見直すこととした。

現在、本公園の誘致圏内である県東部地域において、各市町村がキャンプ場や便益施設等の整備を行っていることから、本公園で計画していた施設の代替機能として確保されてきたところである。

また、県内全体の都市公園は、老朽化に伴う公園施設の修繕や、南海トラフ地震対策のための施設の耐震化等の必要性が増加している中、厳しい財政事情により公園整備のための予算は近年減少しており、未開設区域の事業着手が困難な状況にある。

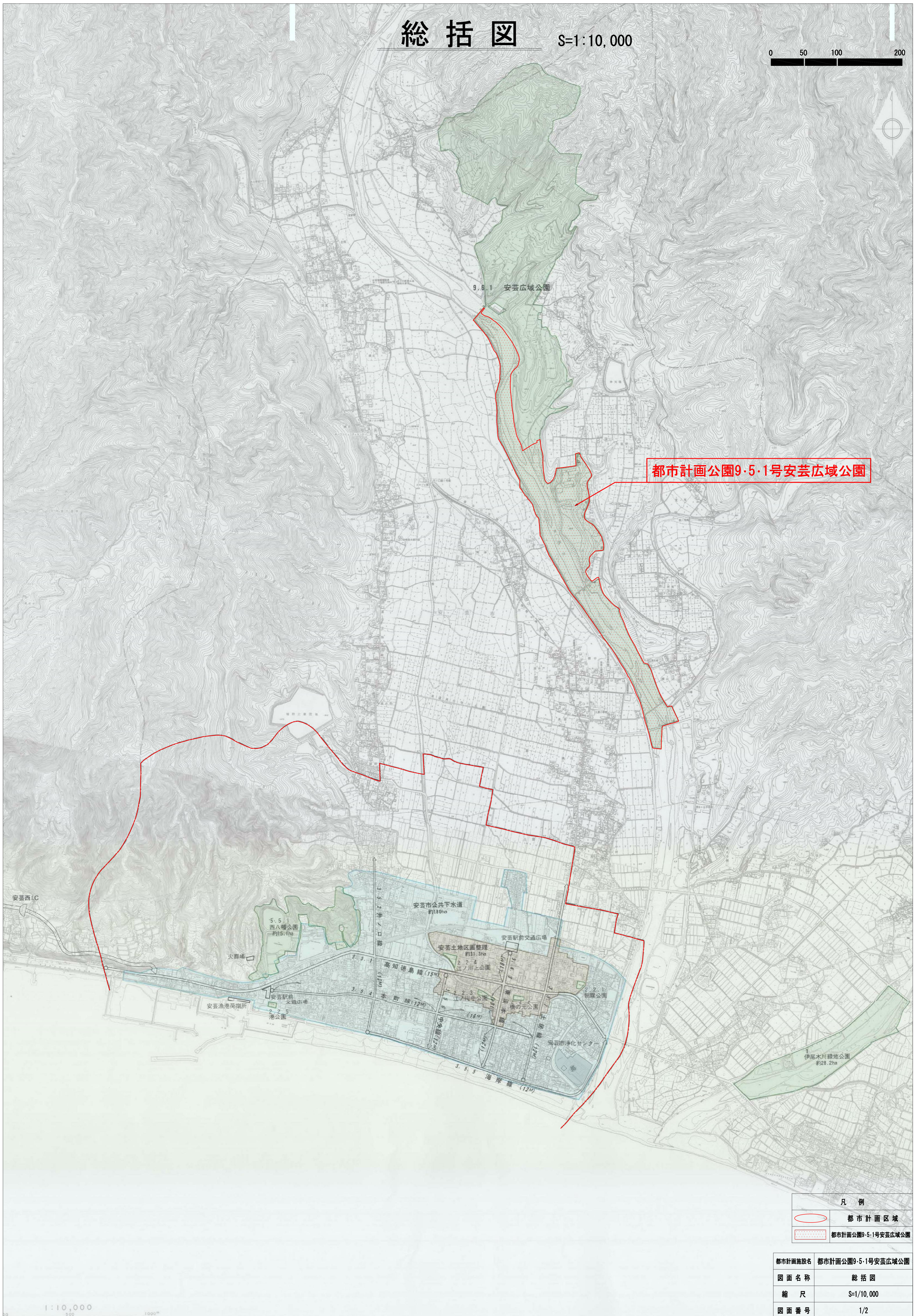
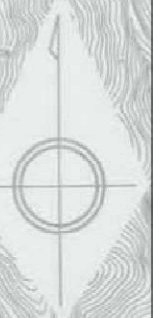
以上のことから、県東部地域のレクリエーション需要は充足されており、本公園の新たな整備の必要性が減少していることから、公園区域の都市計画を変更する。



# 総括図

S=1:10,000

0 50 100 200



都市計画公園9-5-1号安芸広域公園

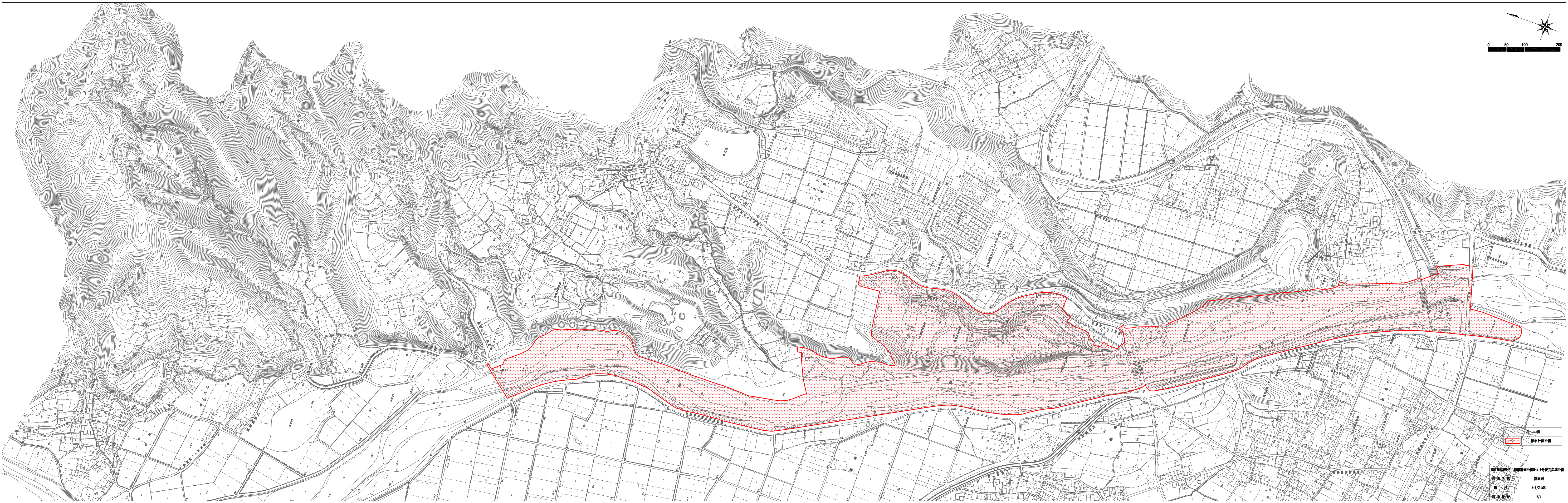
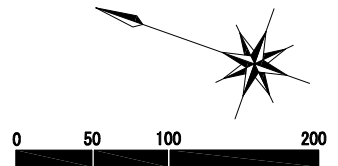
凡例	
	都市計画区域
	都市計画公園9-5-1号安芸広域公園

都市計画施設名	都市計画公園9-5-1号安芸広域公園
図面名称	総括図
縮尺	S=1/10,000
図面番号	1/2

1:10,000

500 1000m





比例尺  
1:2,500

都市計畫公圖  
都市計畫公圖  
計畫圖  
S=1/2,500  
2/2